

civienの配布や 設置にご協力を。

活発な市民活動が、一人ひとりがより自分らしく生きていく地域社会をつくっていくには活動資金が必要です。その資金源として、市民の寄付はととても大切。市民活動を支えるため、一緒に寄付文化を定着させていきませんか。

当財団では、当季刊情報誌 civien の配布や設置のご協力者を募っています。店頭での無料配布、クリニックの待合室での設置、例会や理事会などでの配布など、ご要望に応じます。お気軽に下記までご連絡ください。

*現在の設置場所は、HPで掲載しています。

寄付のお話、募集中。

「寄付をしたいけれど、どの団体にいつ寄付をすればいいのかわからない」という方に向けて、civien では寄付の実話をご紹介します。当財団でも寄付のエピソードを収集していますが、調べきれていないのが現状です。

そこで、みなさまにお願いします。寄付をした方、寄付を頂いた団体の方々、とっておきの寄付のお話を、聞かせてください。実例を伝えることで、寄付文化の定着につながります。

みなさまからのあたたかい情報を、心よりお待ちしております。

京都地域創造基金へのご寄付は、税制優遇の対象です。

*平成23年度税制改正により、一部の公益法人等に対する寄付の税制優遇措置が拡充されました。

個人が寄付した場合

◆ 所得税：

【税額控除方式】と【所得控除方式】の選択制
(2011年1月1日以降の寄付金に対してのみ)

● 税額控除方式

年間の寄付金のうち2,000円を超える額の40%までが、所得税から控除されます(所得税が還付される、つまり返ってきます)。

ただし、所得税の25%までです。

● 所得控除方式

年間の寄付金のうち2,000円を超える額が「所得」から控除されます。ただし、控除前の総所得金額の40%までです。

◆ 住民税：

控除対象は、総所得金額の30%以内です。

● 住民票所在地が京都市内にある方

2011年1月1日以降の年間の寄付金のうち、2,000円を超える額の4%が、控除されます。

● 住民票所在地が京都市内の 一部の市町村(※)にある方

2011年1月1日以降の年間の寄付金のうち、2,000円を超える額の6%が、上記とは別に控除されます。

※2011年8月現在

京都市、京丹波町、亀岡市(制限あり)のみ。

法人が寄付した場合

●一般の寄付とは別枠で、一定の限度額内で損金に算入されます。

相続・遺贈により 寄付をする場合

●相続税の課税対象外です。



公益財団法人 京都地域創造基金

〒600-8104

京都市下京区五条通高倉西入の万寿寺町143 いづつビル3階

●電話：075-354-8792 ●FAX：075-354-8794

●E-mail：office@plus-social.jp

●URL：http://plus-social.jp

●Office Hour：平日午前10時～午後7時(土日祝、夏期休暇、年末年始は休業)

発行者：深尾 昌峰

編集責任者：戸田 幸典

編集スタッフ：原 美佑子

デザイン：株式会社エーゲル

civien